

## 潮来市公式ホームページ広告掲載に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、潮来市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)

第16条の規定に基づき、潮来市が作成する潮来市公式ホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

### (リンク先WEBページの掲載内容)

第3条 広告主が指定するバナー広告のリンク先WEBページ及び当該ページのリンク先WEBページの掲載内容は、要綱第3条の規定に準ずるものとする。

### (掲載規格)

第4条 掲載する広告はバナー広告とし、規格は次のとおりとする。

(1) 縦60ピクセル×横160ピクセル

(2) 10Kバイト以内

(3) GIF形式又はJPEG形式

2 リンク先WEBページをレンタルする場合(以下「レンタルページ」という。)の規格は次のとおりとする。

(1) テキスト、JPEG、GIFで構成

(2) 画像等3点、100Kバイト以内

(3) スクリプト等の使用不可

(4) レンタルページのリンク先は1ヶ所まで

### (掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1ヶ月単位とし、最長12ヶ月とする。

2 広告掲載期間中のレンタルページ内容の変更は、1ヶ月単位でできるものとする。

### (掲載募集枠)

第6条 募集は、最大8枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

### (広告掲載料等)

第7条 掲載料は、1枠月額10,000円とする。なお掲載期間が3ヶ月以上を超える場合は、別表1に定めるとおり割引料金を適用する。

2 レンタルページ料は、月額5,000円とする。

3 国、地方公共団体、及びその外郭団体等が非営利目的で広告を行う場合等又は市長が特別な理由があると認めたときは1項及び2項の料金を減免することができるものとする。

### (広告掲載料等の納付)

第8条 広告掲載料等の納付は、原則として一括前払いとする。ただし、広告の掲載期間が2ヶ月以上にわたる場合は、協議の上、分割納付することができるものとする。

2 年度をまたがる場合には、年度分ごとに前払いとする。

( 広告内容 )

第 9 条 広告 ( レンタルページ内容も含む ) のデザイン及び内容などは、市ホームページのイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとし次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) G I F アニメーションや F l a s h 等は使用できないものとする。
- (2) 文字色と背景色の明度差 ( コントラスト ) を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。
- (3) 文字、イラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

( 禁止する表現 )

第 1 0 条 次に掲げる表現は禁止する。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) テキストボックスを模した表現
- (4) 市の実施する事業名に類似した表現
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与える恐れのある表現

( 免責事項 )

第 1 1 条 広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載停止による広告料金等の返還、損害の補償等を市に請求しないこととする。

- (1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災やその他通信回線等の事故、障害による停止

2 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

( その他 )

第 1 2 条 この基準に定めるもののほか必要とする事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表1（第7条関係）

バナー広告掲載料金表

期 間	1ヶ月当たりの掲載料金	参考（1ヶ月当たりの割引率）
1ヶ月から2ヶ月	10,000円	
3ヶ月から5ヶ月	9,500円	5%
6ヶ月から8ヶ月	9,000円	10%
9ヶ月から11ヶ月	8,500円	15%
12ヶ月	8,000円	20%

バナー及びレンタルページの製作については、基本的に広告主が製作するものとする。但し、広告主が自主作成又は委託作成ができない場合、広告主より依頼があれば市で製作するものとする。その場合、製作料は無料とするが製作されたもののデザイン等については一切の異義申立てを受付けしないものとする。

広告掲載料等早見表

期 間	掲 載 料 金	レンタルページ料金	合 計
1ヶ月	10,000円	5,000円/月	15,000円
2ヶ月	20,000円		30,000円
3ヶ月	28,500円		43,500円
4ヶ月	38,000円		58,000円
5ヶ月	47,500円		72,500円
6ヶ月	54,000円		84,000円
7ヶ月	63,000円		98,000円
8ヶ月	72,000円		112,000円
9ヶ月	76,500円		121,500円
10ヶ月	85,000円		135,000円
11ヶ月	93,500円		148,500円
12ヶ月	96,000円		156,000円